



伝授!! 「改正品確法」について～ 自治体職員へのスキルアップ講習を実施 ～

◆佐賀県玄海町の若手職員（入庁5年以内）約30名を対象に法「品確法と建設業法・入契法の一体的改正（担い手3法の改正）について」のスキルアップ講習会を開催し、県内市町村に先がけて発注者間の支援・連携等を図りました。

スキルアップ講習実施の背景

- ・佐賀県の玄界灘を望む西北部に位置する玄海町は、人口約6千人程度で、玄海原子力発電所が立地する町として知られています。
- ・町の行政組織は小さく、契約課という独立した部署はなく、工事発注課で契約事務を行っており、担当者も専任でなく他の事務と兼任で経験年数も浅い職員が従事しているのが現状です。
- ・発注者を取り巻く環境としては、品確法と建設業法・入契法の一体的改正【担い手3法】(H26.6.4公布)により、入札制度の多様化と発注者責務の明確化等、これからの発注者は、法令等に則った適正な入札手続き等の執行が求められているとの認識の基、町若手職員への



スキルアップ講習の概要

- ①公共工事の現状と、今後の社会的情勢の変化に伴い生じる課題等の説明から入り、今回の品確法改正に至った背景を解りやすく説明した後、今回の品確法の主な改正ポイントを解説。
- ②また、発注関係事務の運用指針の主なポイントの説明では発注者として必ず実施すべき事項を主に、発注者としての責務を説き、最後に発注者(自治体)相談窓口の開設を紹介して、今後の発注者相互の連携を図って行くことを確認しました。



必ず実施すべき事項

- 《予定価格の適正な設定》
- 《歩切りの根絶》
- 《低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用等の徹底等》
- 《適切な設計変更》
- 《発注者間の連携体制の構築》

実施に努める事項

- 《工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用》
- 《発注や施工時期の平準化》
- 《見積りの活用》
- 《発注者との情報共有、協議の迅速化》
- 《完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価》



発注者(自治体)相談窓口の開設

九州地方整備局ホームページ
URL: <http://www.qsr.mlit.go.jp/>

トップページバナー

発注関係事務の
運用に関する指針の
相談窓口



【公共工事発注者用】
改正品確法「発注関係事務の運用」に関する相談窓口

九州地方整備局では、平成17年「公共工事の品質確保に関する法律」が施行されたことを受け、支障の低減を図る目的として、「公共工事品質確保の相談窓口」を平成17年4月29日に開設しております。
また、九州においては「九州ブロック発注者協議会」及び「公共工事の品質確保に関する九州連絡協議会」を設置し、公共工事の品質を確保するための取り組みなど情報提供を行っておりますが、平成26年においては建設業法・入札法等が改正されると共に平成26年6月4日に「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法(平成26年法律96号)」が公布、施行されたことに伴い、平成27年1月30日には発注者共通の指針となる運用指針が決定され、平成27年4月1日から、発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)の運用を開始しました。
今後、改正品確法の趣旨に基づき円滑に実施できるよう、ご相談等ございましたら下記までご連絡下さい。



各ブロック担当窓口一覧表

ブロック	事務所	住所	電話番号	役職	氏名
九州	九州地方整備局	福岡県福岡市中央区	092-33-0583	部長	佐賀
福岡	福岡地方整備局	福岡県福岡市中央区	092-33-0583	部長	佐賀
佐賀	佐賀地方整備局	佐賀県佐賀市	0952-32-1151	部長	佐賀
大分	大分地方整備局	大分県大分市	0975-22-1151	部長	佐賀
熊本	熊本地方整備局	熊本県熊本市	096-22-1151	部長	佐賀
鹿児島	鹿児島地方整備局	鹿児島県鹿児島市	099-22-1151	部長	佐賀
沖縄	沖縄地方整備局	沖縄県那覇市	098-22-1151	部長	佐賀

※ 各県窓口については、現在調整中



国土交通省 九州地方整備局
佐賀国道事務所

〒849-0924 佐賀県佐賀市新中町5-10
TEL : 0952-32-1151 FAX : 0952-33-0583
<http://www.qsr.mlit.go.jp/sakoku/>